

清流の国ぎふづくり大江川環境対策協議会設置要綱

(目的及び名称)

第1条 「清流の国ぎふづくり」推進の一環として、水質悪化によるアオコや水草の発生など環境問題の発生している大江川において、浄化に向けた取り組みを実施する上で、幅広い意見の聴取及び専門的な知識の導入を図るため、清流の国ぎふづくり大江川環境対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(意見聴取項目)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について意見聴取を行う。

- (1) 大江川の浄化に向けた取り組みに関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織及び会議)

第3条 協議会は、座長及び委員（以下、「委員」という。）をもって組織し、協議会の進行は、座長が行う。

2 委員は別記1に掲げる者をもって充てる。

3 協議会は、第1条の目的を達成するため、必要に応じ、大江川及び揖斐川の沿川流域市町の利害関係者等の意見を聴く。

(運営)

第4条 協議会の開催、運営及び庶務は、岐阜県県土整備部河川課（以下、「河川課」という。）において行い、岐阜県大垣土木事務所は、これに協力するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、河川課において定める。

附則

この要綱は、平成23年9月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年3月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年2月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年2月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年12月14日から施工する。